

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 4 月 1 4 日 広島法務局東広島支局 登記官 永 井 学

記

- 1 手続番号
第 2 4 2 0 - 2 0 2 5 - 0 0 1 2 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
東広島市八本松町原 1 0 0 6 5 番 4